

競争評価プロセス全体のイメージ

総務省情報流通行政局
放送政策課

令和6年5月20日

放送法の一部を改正する法律

NHKの放送番組をテレビ等の放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、インターネットを通じて放送番組等の配信を行う業務をNHKの必須業務とするとともに、民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務を強化する等の措置を講ずる。

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

2. 民間放送事業者が行う放送の難視聴解消措置に対するNHKの協力義務の強化

NHKによる放送全体の発展に貢献するプラットフォームとしての役割を果たす観点から、NHKに対し、民間放送事業者から中継局の共同利用等の難視聴解消措置についてNHKとの協力に関する協議の求めがあった場合に当該協議に応じることを義務付ける。

総務省における 競争評価プロセスのイメージ

「放送法の一部を改正する法律」による改正後の放送法に基づくと、以下のように、「番組関連情報」に関する競争評価プロセスを実施することが想定される。

※ 図内の条項は、改正後の放送法に基づく条項。

NHKにおけるプロセス

①業務規程を策定・公表
(第20条の4第1項)
経営委員会での議決
(第29条第1項第1号ヨ)

- ・番組関連情報配信業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。
- ・変更しようとするときも同様。
- ・業務規程は、経営委員会の議決事項

①実施状況进行评估
(第20条の4第4項)

- ・NHKは、少なくとも3年ごとに、番組関連情報配信業務の実施状況について評価。
- ・その結果を総務大臣に報告。
- ・NHKは、必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

②業務規程の届出
(第20条の4第1項)

②評価結果報告
(第20条の4第4項)

変更の勧告(業務規程が法第20条の4第2項各号に適合しない場合等)
(第20条の4第6項)

変更の命令(変更の勧告に、正当な理由なく変更しない場合等)
(第20条の4第7項)

※上記勧告・命令を行う場合は、電波監理審議会への諮問が必要。
(第177条第1項第2号)

総務省におけるプロセス

NHK から業務規程の届出・評価結果の報告があったときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。

総務省

③・③意見聴取
(第20条の4第5項)

④検証結果をNHK予算の大臣意見として諮問
(第177条第1項第3号)

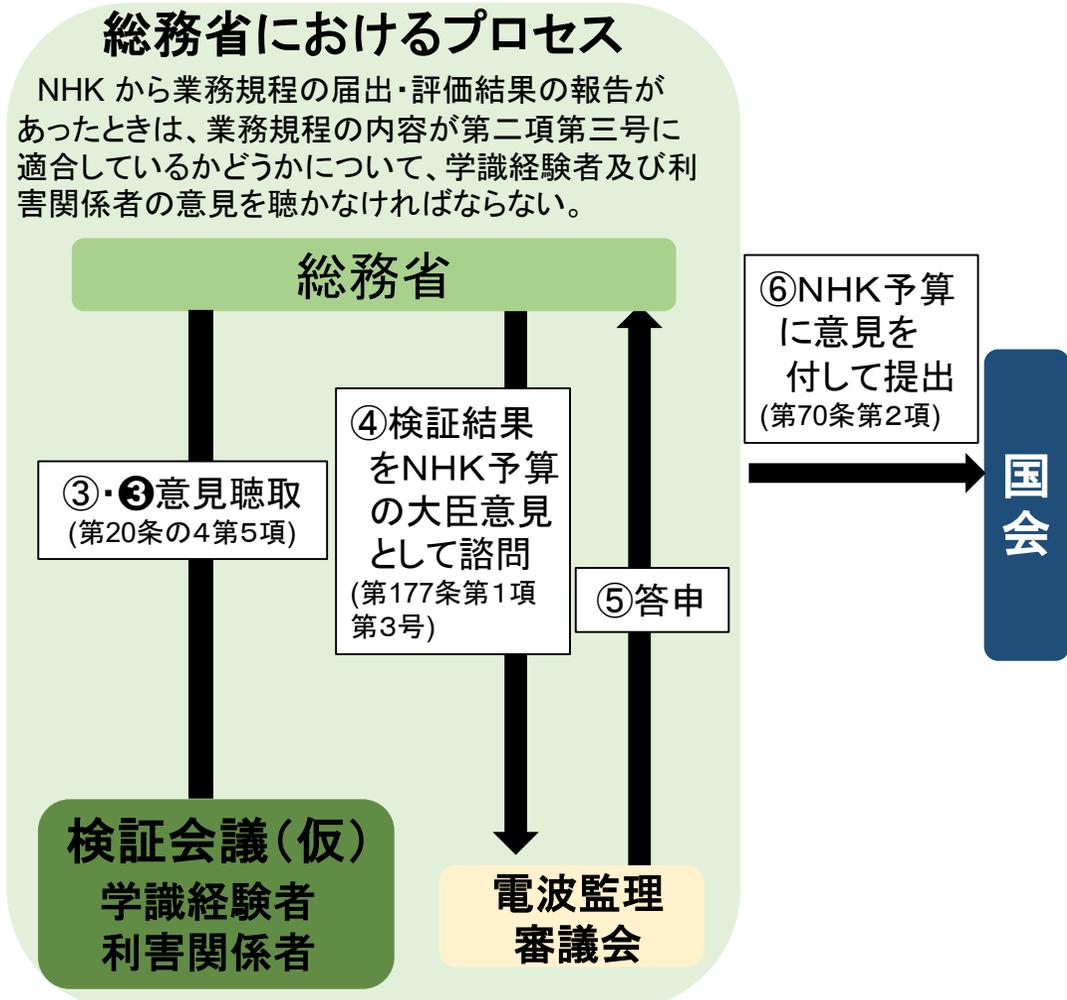
⑤答申

検証会議(仮)
学識経験者
利害関係者

電波監理
審議会

⑥NHK予算に意見を付して提出
(第70条第2項)

国会



改正後の放送法に基づき、総務省において学識経験者等から意見聴取を行う場として「検証会議（仮）」を開催することを想定。

1 改正後の放送法（関係部分抜粋）

改正後の放送法における業務規程の策定・届出等の手続及びその内容についての「学識経験者等からの意見聴取」に関する規定は以下のとおり。

（番組関連情報配信業務の方法）

- 第20条の4 協会は、番組関連情報の配信の業務(以下この条において「番組関連情報配信業務」という。)を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分であること。
 - 二 当該業務規程に従った番組間情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
 - 三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。
- 3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。
- 4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。
- 5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。
- 一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。
 - 二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。
- 7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなく業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためにやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

○「番組関連情報」の定義（改正放送法第2条第32号）

「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

2 総務省プロセスに係る論点(第1回会合資料1-2から再掲)

【総務省において整備すべき体制・競争評価プロセスの在り方】

- 総務省における体制について、独立性や専門性をどのように担保すべきか。
- 総務省における評価・検証プロセスでは、関係事業者の意見をどのようにくみ取るか。
- 総務省における評価・検証プロセスでは、総務省として新たに競争評価を行うものとするか、NHK内による競争評価の結果を踏まえてその評価・検証を行うものとするか。
- 仮にNHKにおける競争評価等に問題があると認められた場合、どのような対応を行うべきか。
- 評価・検証を行う時期は定期とするか。臨時的な評価・検証も可能とするべきか。（例えば、当該年度の予算に影響が生じない業務については、臨時的な評価・検証を行うことなどは考えられるか。）

【競争評価に係る考え方・手法】

※（総務省での評価・検証では、NHKによる評価の妥当性をどのように判断すべきか。）

3 総務省プロセスにおいて実施が想定されるもの

- NHKの番組関連情報配信業務の実施に関する規程が、改正後の放送法第20条の4第2項第3号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者から意見を聴取すること。
- （準備会合における議論を踏まえ、）「メディアの多元性」を確保する等の観点から、NHKが番組関連情報配信業務を実施するに当たり、公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されているか等を評価・検証すること。

○ 競争評価全般のあり方に関するもの

- インターネット上で配信するテキスト情報等の競争評価を行うに当たっては、そのサービスが市場動向に与える影響などを検証することも必要。これには、評価を行った時点のシェアや影響だけではなく、マーケットの変化、市場参加者の行動に加え、市場を取り巻く環境の変化を中長期的な時間軸で検証していくことが重要。(落合構成員 第2回)
- 競争評価の対象は、どういった情報を流すかだけでなく、その情報がどういった流通経路で流されるかの検討も競争評価の上で重要。流通経路の問題も「競争評価」に含めるべき。(林構成員 第3回)

○ 評価の考え方に関するもの(メディアの多元性に関する議論を含む)

【競争法上の競争評価とメディアの多元性に関する評価の関係】

- 質の高い情報発信源がNHKだけではなく民間でもしっかり確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要ではないか。(落合構成員 第3回)
- メディア市場の競争評価をする場合には、メディアの多元性を評価するときに特有の考慮は必要で、競争法の枠組みそのままでも、うまく機能しないというのはそのとおりだと思うが、教育事業等、メディア以外の分野の競争評価については、依然として競争法上の枠組みというのは有効だと思う。メディア、報道と、それ以外とを分けて、ある種二層建てで競争評価していくということが重要。(林構成員 第4回)
- プラットフォーム、実際にはネット空間を含めて考えると、必ずしもメディアの方が発信したのがそのままというわけではなく、プラットフォームを通じてということも多くある。メディアの多元性だけではなく、もう少し高次元な、情報空間の健全性みたいなものは、独禁法による公取の審査というのと、また、プラットフォームに対して情報空間の維持の観点でどうするかというのは、また別に議論があるような状況だと思う。(落合構成員 第4回)

○ 評価の考え方に関するもの(つづき)

【メディアの多元性に関する考え方】

- 「競争評価」の直接目的はメディア市場の公正競争の確保だが、それは言い換えると「メディアの多元性の確保」であり、「メディアの多元性確保」は、単なる競争によって結果として得られる単なる反射的利益ではなく、それ自体が直接目的だと思う。その究極目的は、「健全な民主主義の発達に資する」という放送法第1条に求められる。この究極目的は放送法だけでなく、新聞等活字メディアについても同様だと思う。(林構成員 第3回)
- 今回の競争評価の意義は、一般的な民間事業者に対する経済的な競争関係を分析するという競争評価ではなく、放送法というメディアに関する、特に放送事業者の在り方に関する法令における評価制度ということであろうかと思う。このため、その中で目指すべきところは、質の高い情報発信源がNHKだけではなくて民間でもしっかり確保されている状態になり、メディアの多元性をどう確保していくのか、ということを対象として議論をしていくことが非常に重要。(落合構成員 第3回)
- メディアの多元性という言葉は、日本全国の地域ごとに複数のしっかりと取材力のある会社が生き残り、地域ごとに複数の多くの意見・見解をしっかりとみんなが受け取れること。(日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員 第4回)
- メディアの多元性における競争の保護というのは、結果としての競争の保護ではなく、競い合いそれ自体の保護、すなわち、独立した多数の情報源が競い合うこと自体を保護する。それによって、健全な言論市場が確保されると、広く情報が自由に流通されて、受け手である国民の適正な情報を受ける権利が保障されることがジャーナリズム上の競争だと思う。(林構成員 第4回)
- 今の時点で、「メディアの多元性確保」の「メディア」に関する各構成員の共通項は、やはり取材、制作の体制がしっかりあるプロであると。具体化された部分もあるとは思うが、さらに何らかの指標にするに当たっては、議論を重ねていくことが必要な論点なのではないか。(落合構成員 第4回)

○ 番組関連情報の費用に関するもの

- ネット配信というものが、今後、本来業務になり、必須業務になるというのであれば、放送とネットが同一であるということだとすると、その費用は、ある種NHKらしい公共性を発揮させるためにも、必要なものはしっかり計上していくべき。上限の話よりも、費用計上の中身の話が重要。(林構成員 第4回)
- ①「報道サイト(仮)」の具体像、②「災害報道」「学び・教育」「報道サイト」以外のコンテンツ(サービス)、③任意業務として存続するサービスが分からないと、民放連はずっと費用上限の設定が必要だと言いつける。まずは、何をやって、何をやらないかということをはっきりさせた上で、そうするとまた別の意見が言えるかもしれない。(日本民間放送連盟 堀木構成員 第4回)

○ その他

- 注意する必要はあるが、各国の制度でも英独だけでもこれだけ違う。英独は参考になるが、日本で制度を考えたときにつまみ食いの採用にならないように注意が必要。イギリスの事例として市場画定をあえてしていない。修正のスキームを制度として落とし込むというのは、日本でもこれは非常に参考に値する。(林構成員 第4回)
- BBCの競争評価はローカルメディアを相手にしておらず、地域メディアとの影響があるかは評価していないのではないか。(日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷構成員 第4回)

公共放送に対する競争評価は海外事例があり、イギリスのOfcomのBBCへの競争評価については、以下の観点により評価が実施されている。

Ofcomによる競争評価

Ofcomの競争評価に関するガイドライン(Assessing the impact of changes to the BBC's public service activities)において、「競争に及ぼす悪影響の評価」「悪影響を正当化できるかの評価」は以下のような観点で評価を行うとしている。

- ・視聴者代替の評価と他のサプライヤーの収益とその変化の両方を考慮する。
- ・公正かつ効率的な競争に対する悪影響の潜在的な規模は、提案されるサービスの範囲にも依存するだろう。
- ・公共的価値について
 - BBCが行った分析が合理的(合理的な仮定に依存する)で、網羅的かつ客観的であるかどうか
 - BBCの評価が、何が公共的価値を構成するかについての合理的な見解を反映しているか
 - 提示されたエビデンスの解釈に信頼性があり、結論と関連しているか
 - 公共的価値の評価が、全体的な評価の他の要素と整合的であるか(例:視聴者数増加の前提条件と整合するか)
 - 異なるシナリオだったとしても頑健な分析を実施しているか
- ・競争評価を行う際、影響を受ける可能性のあるサービス・製品の範囲を特定(市場画定の検討を実施 することは想定されない)。特定するに当たり、市場への影響を評価する基準として地理的基盤を考慮することがある。
- ・ 重大な変更の提案があった際には、新規利用者の増加や利用者の乗り換え、民間事業者の収入の変化等への影響を考慮する

○放送法（昭和二十五条年法律第百三十二号）抜粋 ※放送法の一部を改正する法律第2条による改正後

（定義）

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一～三十 （略）

三十一 「配信」とは、放送番組その他の情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供することであつて、放送に該当しないものをいう。

三十二 「番組関連情報」とは、協会が放送する又は放送した放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であつて、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの（当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含む。）をいう。

三十三・三十四 （略）

（目的）

第十五条 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送番組及び番組関連情報の配信並びに放送及びその受信の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。

（業務）

第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一・二 （略）

三 協会が放送する全ての放送番組（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の七に規定する著作権者等その他の配信に係る許諾の権利を有する者から配信の許諾を得ることができなかつたものその他配信をしないことについてやむを得ない理由があるものを除く。次号において同じ。）について、放送と同時に当該放送番組の配信を行うこと。

四 協会が放送した全ての放送番組について、放送の日から総務省令で定める期間が経過するまでの間、当該放送番組の配信を行うこと。

五 協会が放送する又は放送した放送番組の全部又は一部について、第二十条の四第一項に規定する業務規程に定めるところに従い、番組関連情報の配信を行うこと。

六～八 （略）

2 協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。

一 （略）

二 協会が放送した放送番組（放送の日から前項第四号の総務省令で定める期間が経過したものに限る。）の配信を行うこと。

三 協会が放送する又は放送した放送番組及びその編集上必要な資料（これらを編集したものを含む。）を、配信の事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること。

四～九 （略）

3～13 （略）

(番組関連情報配信業務の方法)

第二十条の四 協会は、番組関連情報の配信の業務（以下この条において「番組関連情報配信業務」という。）を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程（以下この条において「業務規程」という。）を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。

二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。

三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かななければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。

二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき。

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなく業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

(経営委員会の権限等)

第二十九条 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 次に掲げる事項の議決

イ～カ (略)

ヨ 第二十条の四第一項に規定する業務規程

タ～マ (略)

二 (略)

2・3 (略)

○放送法の一部を改正する法律 附則 抜粋

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第四条、第五条及び第八条の規定 公布の日
- 二 (略)

(業務規程の届出に係る経過措置)

第四条 協会は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日までに、新法第二十条の四及び第二十九条の規定の例により、新法第二十条の四第一項に規定する業務規程を定め、総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項の規定による届出があったときは、当該業務規程の内容が新法第二十条の四第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かなければならない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により届出のあった業務規程が新法第二十条の四第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。
- 4 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて当該業務規程を変更しない場合において、新法第二十条の四第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、当該業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。
- 5 総務大臣は、第三項の勧告及び前項の規定による命令については、電波監理審議会に諮問しなければならない。
- 6 電波監理審議会は、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第九十九条の二に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合において、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第二十条中「電波法及び放送法」とあるのは、「電波法、放送法及び放送法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）」とする。
- 7 第四項の規定による命令に違反したときは、その違反行為をした協会の役員を百万円以下の罰金に処する。
- 8 第一項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をしたときは、その違反行為をした協会の役員を二十万円以下の過料に処する。
- 9 第一項の規定によりされた届出及び公表は、施行日において新法第二十条の四第一項の規定によりされた届出及び公表とみなす。この場合において、当該届出については、同条第五項の規定は適用しない。
- 10 第三項の勧告又は第四項の規定による命令（それぞれその期限が施行日以後に到来するものに限る。）は、施行日以後は、それぞれ新法第二十条の四第六項の勧告又は同条第七項の規定による命令とみなす。

(処分等の効力)

第六条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の放送法の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為であって、新法に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法の相当の規定によってした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。